

令和元年5月31日現在

機関番号：32686

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K17277

研究課題名（和文）更生保護制度における保護司の処遇実践についての歴史社会学的研究

研究課題名（英文）Historical Sociological Study on the Treatment Practice of the Volunteer Probation Officers in the Offenders Rehabilitation System

研究代表者

加藤 倫子 (KATO, MICHIKO)

立教大学・社会情報教育研究センター・教育研究コーディネーター

研究者番号：40756649

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、戦後の更生保護制度が整備され展開していく過程に着目し、保護観察対象者の「立ち直り」において、結婚や就学・就労、家族などの周囲の人間関係の回復、被害者との関係の調整、アイデンティティの回復といった、保護観察の処遇実践で共通にめざされるゴールに向け、保護司がどのように処遇実践を行ってきたのかを分析する。

研究の結果、保護司が再犯や再非行の抑止力として、対象者の拠り所となる仕事や家族関係が重要だと考え処遇をしていたということや、民間人である保護司が「いつでもこの職務から離れることができる」という立場にありながら処遇を続けることにより対象者の立ち直りが促されていた面が示唆された。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、これまで日本でほとんど研究蓄積のない更生保護制度の歴史に焦点化しており、過去の処遇実践が現代のそれとどのように結びついているのかを検討した点で意義がある。

また、本研究は一貫して、個々の保護司が行っている処遇実践における困難さが、個々の保護司の力量に還元されるのではなく、まずは社会構造上の問題に取り組むことを前提として取り扱われるべきであるという視点からなされている。これにより、保護司の処遇にたいする一般社会からの理解を深める可能性があるとともに、犯罪や非行をした者たちを排除しない社会を構想するという点で貢献できたと考える。

研究成果の概要（英文）：This research analyzes how the volunteer probation officers (the VPOs) had treated the probationers, focusing on the process of development of the Offenders Rehabilitation System in the postwar period in Japan. Previous researches have pointed out that there are some factors promoting or restraining to desist from the crime, such as marriage, schooling, employment, restoration of relationships with family members, coordination of relationships with victims, and recovery of feelings of self-esteem. They have been often set as a goal or a turning point of probation treatment.

As a result of the study, it suggested the following points; (1) the VPOs had placed importance on getting a job and adjusting family relationships to return to society; (2) they had valued to build a family-like relationship with the probationers; and (3) building trust in a relationship between the VPOs engaging as a citizens and the probationers had resulted in encouraging to desist from crime.

研究分野：犯罪社会学

キーワード：保護司 保護観察の処遇実践 犯罪からの立ち直り 更生保護制度 民間性 家族への介入

1. 研究開始当初の背景

近年、我が国の刑事司法政策において、再犯や再非行の防止は、「安全な国づくり」のための重要な課題の一つとされている。この課題への取り組みにおいて、保護司には、民間の主要な担い手としての重要な役割が与えられている。保護司は、官僚である保護観察官と協働して、保護観察処分を受けた対象者の再犯・再非行を防ぎ、その改善更生を促すための活動を行っているが、その役割において期待されていることは、あくまでも「民間人としての立場で対象者とかかわること」であるため（専門的で体系的な処遇については保護観察官が担うとされる）個々の保護司によってその処遇のやり方が異なっている。

近年、更生保護制度の整備充実が図られている一方で、更生保護の処遇実践についての研究は理念的なものにとどまっており（例えば、北澤[2003]など）なぜそのような実践が行われているのかを問う研究の蓄積はない。この要因として、更生保護の処遇実践そのものが、保護観察官や保護司と、保護観察の対象者（成人や少年）との間のきわめて限定的な状況で行われるものであるため、研究対象としてアクセスしにくいことが挙げられる。

海外の研究動向を見ると、「犯罪からの立ち直り（desistance）研究」の分野において、より限定すれば「（犯罪からの立ち直りの過程の一つである）保護観察に介入・支援者として携わる人びとについての研究」の分野において蓄積がある。例えば、「立ち直り（desistance）研究」では、立ち直りに関して介入・支援者（主に保護観察官）の関わりが効果的かどうかや、「立ち直り」の支援のために介入・支援者に求められる資質について主に論じられてきた（例えば、McNeill and Weaver [2010]など）。

また、「保護観察に介入・支援者として携わる人びとについての研究」においては、King (2013) が、保護観察の介入・支援を行う保護観察官が、その場で発見される相対的に短期的な問題に対しては有効に介入・支援しうるが、社会構造的な排除の問題そのものに対してアプローチすることの困難さを指摘している。他にも、インタビュー調査をもとに保護観察官の職務意識や保護観察対象者との関わりについて論じられた研究（Mawby and Worrall [2013]）や保護観察の歴史について論じられた研究（Mair and Burke [2012]など）があり海外においては、保護観察に携わる介入・支援者や制度の歴史を研究対象とし、制度や政策への評価を行うタイプの研究は一定の蓄積があると言える。これらの研究は、本研究と類似した問題関心を有しているため、主にこれらを先行研究として位置づけ、上述の目的に沿って研究を遂行していく。

<引用文献>

- King, S. (2013). Assisted desistance and experiences of probation supervision. *Probation Journal*, 60(2), 136-151. <https://doi.org/10.1177/0264550513478320>
- 北澤信次, 2003, 『犯罪者処遇の展開：保護観察を焦点として』成文堂: 東京.
- Mair, G, Burke, L (2012) *Redemption, Rehabilitation and Risk Management: A History of Probation*. London: Routledge.
- McNeill, F. and Weaver, B. (2010) *Changing Lives? Desistance Research and Offender Management*. SCCJR Project Report; No.03/2010.
- Rob C Mawby & Anne Worrall. (2013) *Doing Probation Work: Identity in a Criminal Justice Occupation*, Routledge: London.

2. 研究の目的

本研究の目的は、保護司それぞれで異なる処遇実践に着目し（どのような処遇実践がなされているのか）その実践が置かれている制度的な文脈や社会的な文脈との関連で処遇実践を解釈すること（なぜそのような処遇実践がなされているのか）である。本研究により、日本社会において犯罪や非行をした者たちをどのように「再び社会に参入（Re-Entry）」させようとしてきたのか／するのが望ましいとされてきたのかを明らかにすることができると思う。

また、本研究は現在の処遇実践ではなく過去の処遇実践に着目することで、これまで犯罪や非行をした者たちを日本社会がどのように受け入れ／排除してきたのかについて明らかにする実証的な研究である。これにより、学術的な意義だけでなく、更生保護制度の進展や理解にとっても含意を持ちうる。個々の保護司が行っている処遇実践における困難さが、個々の保護司の力量に還元されるのではなく、まずは社会構造上の問題として取り扱われるべきであるという視点を提言することで、保護司の処遇に対する社会からの理解を深める可能性があるとともに、犯罪や非行をした者たちを排除しない社会をつくっていくという点で貢献できると考える。「社会的包摂」・「社会的排除」についての議論も射程に含むことができる。

3. 研究の方法

本研究においては、保護司が投稿・講読する雑誌『更生保護』の創刊号（1950年刊）から更生保護制度が整備され展開していく1970年ごろまでのバックナンバーを主な分析対象とする。当初、これまで収集してきた雑誌『更生保護』の記事を整理したうえで、記事のコピーをスキャンしてPCに取り込み、OCRソフトを用いてテキストを抽出し、以下の3点についての分析を行う予定であった。

(1) 保護司の処遇実践について：どのようなカテゴリーの対象者に対し、どのような関わりがな

されていたのか。

(2) 処遇実践が置かれていた社会的な文脈について:(1)において見られる処遇実践がどのような社会的文脈に置かれていたのか。社会構造の諸問題との関連から検討を加える。

(3) 現代における処遇実践や社会的文脈との比較:(1)と(2)で得られた結果を踏まえ、現代における処遇実践や社会的な文脈との比較を行い、現代における処遇実践や社会的文脈を理解するための研究枠組みの構築をめざす。

しかしながら、雑誌記事をスキャンしたところ OCR で読み取ることができず(雑誌は旧字体で書かれていることもあり、紙面全体の文字の判読可能性が低かった)機械的に分析する手法をあきらめざるを得なかった。そのため、一つ一つの記事に目を通し、保護司が処遇に困難を抱えているケース、家族的なかわりをしているケースなど、場面を限定してケースを抽出し、そのケースの中でどのような処遇を行っていることが読み取れるか、また保護司がどのような処遇観を持っていることがわかるかを中心に分析を進めることにした。

4. 研究成果

(1) 日本における更生保護制度や処遇実践の現在状況についての情報収集をし、史・資料の分析枠組みやその前提となる理論的枠組み、様々な分析手法について検討した。さらに補足的に、保護司への聞き取りや少年院の参観を行うことを通じて、犯罪や非行をとりまく社会状況の変容を把握することができた。

また、犯罪者や非行少年の社会復帰処遇の歴史に関する国内外の史・資料や文献を収集するとともに、近年の犯罪社会学分野における処遇実務家(保護観察官)に関する議論をレビューした。例えば、Hardy(2014)は、近年保護観察処遇において「(統計的に算出される)リスク」や「統治性」への関心が高まり、それによって処遇における信頼関係が相対的に軽視されたり、処遇におけるリスクが回避されるようになってきているという議論を下敷きにし、「福祉(的ニード)」と「リスク」は明確に二項対立ではなく共存関係にあるとしながらも(ゆえに「リスク」が決定的に保護観察処遇の流れを変えようという議論については疑問を呈している)一方で実務家は対象者のニーズに基づいて福祉サービスを提供するよりも「排除社会におけるエージェント」として機能する側面が強くなってきていると論じていた。

(2) 民間人である保護司が、処遇においていかに葛藤し、また民間人としての専門性をどのように発揮するのかという観点から史・資料の分析を進めた。その結果、あるべき社会復帰の像や対象者の姿が社会によって規定されているということ、保護司が対象者の拠り所となる仕事や家族関係を与えることによって再犯や再非行の抑止力となると考え処遇をしていたということ、という二点が明らかになった。

また、保護司が自らの処遇において重視していることを「温かい心と心との接触、人間性の交わり」と表現している個所に着目し(そもそもは、複数の保護司が雑誌上で繰り広げた科学的な知識に基づいて処遇を進めようという意見と情緒的なかわりを重視して処遇するという意見の対立が発端となっている)なぜこのような表現をするのかを考察した。その結果、「無給のボランティア」である保護司は、市民として対象者とかかわるため、保護司の職務をやめようと思えばいつでもやめられる立場にあるが、職務を放棄せずに対象者とかかわり続けるからこそ、それが対象者との信頼関係が醸成され、「立ち直り」を促していた可能性があるということがわかった。

(3) 個々のケースの困難性について検討する中で、保護観察が行政組織によって実施される制度である一方で、保護司に処遇の裁量を認めているがゆえに困難性が生じているケースも見出された。保護観察の対象者に対して社会が求める「望ましい人間像(社会復帰した先にある更生の姿)」は、保護観察が制度としても標榜していたものであったが、現実には、対象者はそのような「望ましい人間像」を目指す以前に家族の問題や貧困の問題など解決すべき問題を抱えている。保護司は、社会からの要請と対象者が抱える解決すべき問題との間でバランスを取りながら、対象者の家族に対して介入するということと、対象者に家族のように介入するということを実践していたことが分かった。

保護司が処遇において対象者に対して家族のようにふるまうことは、本来であれば福祉的サービスによって提供されるべきケアを補完する役割を持っていたが、その一方で、対象者の問題(例えば、家庭が貧困であるということや、それを原因として家庭内に不和があるということ)を保護司が受け止めることにより、それが社会一般で共有される問題とはならず、個別に解決されるべき問題として理解されていた可能性があることが示唆された。

(4) 枠組みの精緻化を継続して進め、次の2つの分析視角を得た 対象者個人の変容にアプローチする処遇と対象者を取り巻く関係性にアプローチする処遇という2種類があるということ、保護司が科学にもとづいて処遇実践を行おうとする際に、処遇を効率的に進めるための科学と対象者の更生の程度を測定するための科学という2種類があるということ。

一方で、本来予定していた「社会を明るくする運動」の事例分析を十分に進めることはできず、残念ながら今後の課題として残されたままになってしまった。

<引用文献>

Mark Hardy, Practitioner perspectives on risk: Using governmentality to understand contemporary probation practice, *European Journal of Criminology*, May 2014 11: 303-318, first published on September 4, 2014.

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 1 件)

加藤倫子、2018、「『犯罪からの立ち直り』における『家族』をめぐる議論の動向」『家族研究年報』42：47-54、査読無

〔学会発表〕(計 2 件)

KATO Michiko, 2018, Conflict and Expertise of Volunteer Probation Officers in Their Treatment Practices As “Civilians” : Focusing on the Establishment and Development Phase of Offender Rehabilitation System in Japan, International Sociological Association (国際学会)

加藤倫子、2017、「民間人」であるがゆえの葛藤と専門性 更生保護制度の成立・展開過程における保護司の処遇実践に着目して 、第90回日本社会学会

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6 . 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号(8桁)：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。